

【特別講義要旨（4）'98.11.18（金）】

## 国際課税の諸問題

経済のグローバル化の趨勢の中に、我が国の直接海外投資も過去5年間で倍増したことに示されるように多国籍企業の積極的な海外展開は目覚しく、ビッグバンによる金融・為替の大幅な自由化はこれに拍車をかけた。加えて最近における通信技術の発達は電子取引による新しい問題を提起しつつある。

全国に12の国税局、524の税務署に配置された57,000人の国税の税務職員はこうした新しく、しかも変わりつつある事態に対応すべく懸命の努力を払っている。その際の最大の関心事は国が課税主権を維持しながら、既存の国際課税原則といかに適合させるかということである。具体的には次のような問題がある。

1. 移転価格税制…日本にも1986年に導入されたもので、海外の子会社との取引は本来独立企業間価格（arm's length price）によるべきであるとの立場から、そうでない場合には否認する制度で、それにより生ずる二重課税については租税条約に基づき救済手段として外国税務当局との相互協議の制度があり、近年件数が増えている。本税制についてはかつて日本の自動車産業が米国で経験して以後、事前承認（APA）を求める企業が多くなっている。
2. タックス・ヘイブン税制…1978年に導入されケイマン、ルクセンブルグ、香港のように租税が極端に低い国または地域（おおむね日本の1/4）に法人を設けた場合はその利益を親会社に合算する制度である。
3. 過少資本…日本にも1992年の税制改革で導入されたもので借入金利子は損金計上されることから、所要資金を増資でなく、借入れて賄った場合、借入金が資本金の3倍を超える分に対応する利子は否認する制度である。

（これは大学院特別講義（講師 藤倉基晴氏：国税庁国税審議官）の内容をまとめたものである。）

（文責 青木寅男）